

## 東京工業高等専門学校寄附金事務取扱規則

制 定 平成18年3月17日

最終改正 令和4年 6月 9日

(趣旨)

第1条 本校における寄附金に関する事務の取り扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(寄附の成果公表)

第2条 機構規則第4条に規定する寄附の成果公表は、本校ウェブサイトへ掲載する方法により行う。

(受入審査機関)

第3条 機構規則第7条に規定する受入審査機関は、東京工業高等専門学校内部組織運営規則第27条に規定する外部資金受入審査委員会（以下「外部資金受入審査委員会」という。）とする。

(役員会等)

第4条 機構規則第8条第3項に規定する役員会等は、東京工業高等専門学校内部組織運営規則第36条に規定する校務執行会議（以下「校務執行会議」という。）とする。

(クラウドファンディングの実施の決定等)

第5条 機構規則第17条に規定する審査及び決定にあたっては、外部資金受入審査委員会及び校務執行会議の議を経るものとする。

(準用規定)

第6条 寄附金の支払いの原因となる契約及びその取り扱いは、東京工業高等専門学校契約事務取扱基準の取り扱いに準ずるものとする。

(事務)

第7条 寄附金に係る受入事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 東京工業高等専門学校奨学寄附金委任経理事務取扱規程（昭和8年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日一部改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和４年６月９日一部改正）  
この規則は、令和４年６月９日から施行する。